

J R 朝霧駅周辺において、「喫煙防止・マナーアップ運動」を開始します

1 概 要

たばこを吸う人にとっても吸わない人にとっても、「安全で快適な駅周辺環境」の実現を目指して、J R・山陽明石駅、J R 西明石駅、J R 大久保駅、J R 魚住駅の各駅周辺において、「駅前喫煙防止・マナーアップ運動」を実施してきました。

この度、この取組みを J R 朝霧駅についても開始いたします。

2 散乱防止重点区域及び喫煙防止・マナーアップ区域

J R 朝霧駅周辺に、別図のとおり、散乱防止重点区域及び喫煙防止・マナーアップ区域を設定します。

3 喫煙所の開設

平成 3 1 年 3 月 2 5 日(月)に喫煙所を開設します。(位置については、別図のとおりです。)

4 喫煙防止・マナーアップ運動

(1) 喫煙者の啓発キャンペーン：3 月 2 5 日(月) 7 時 3 0 分～8 時 3 0 分

喫煙所の開設にあわせて、駅周辺の喫煙者に対し、喫煙マナーアップの声掛けと喫煙所への案内を駅周辺自治会等及び庁内関係部署(5 連携部署参照)と合同で行います。

(2) その他

区域内各所での案内看板や路面シールを設置し、継続的な喫煙所への誘導を行います。

5 連携部署

あかし保健所、子育て支援室、道路安全室、環境室

【問合せ先】



市民生活局環境室環境保全課

担当 杉山・原口

電話 078-918-5030 (直通)

【参考】

JR朝霧駅周辺の「散乱防止重点区域」及び「喫煙防止・マナーアップ区域」

-  散乱防止重点区域
空き缶やたばこの吸い殻等の散乱を特に防止する必要があると認め、条例により指定する区域です。
この区域内でごみや吸い殻を捨てると、5万円以下の罰金が科されることがあります。
-  喫煙防止・マナーアップ区域
歩きたばこ（自転車乗車中も含む）や路上喫煙を防止し、「安全で快適な駅周辺環境」を実現するため、「散乱防止重点区域」のうち特に指定する区域です。
この区域では、「喫煙所以外での喫煙防止」にご協力いただいています。

